

公示

次のとおり企画提案競技（企画コンペ方式）の募集を行います。

令和8年8月13日

収支等命令者

佐賀県県民環境部人権・同和対策課長 山口 昭博

1 目 的

県では、12月の人権週間（12月4日～12月10日）にちなみ、人権問題に対する正しい理解と認識が深まるようにポスターを作成する。

そこで、より優れた啓発ポスターを選定するため、県内の広告代理店等を対象とした『令和8年度人権啓発ポスター作成委託業務』企画コンペを実施する。

2 委託業務の内容

- | | |
|-------------|--------------------------|
| （1）委託業務名 | 令和8年度人権啓発ポスター作成委託業務 |
| （2）委託業務の仕様等 | 別添仕様書のとおり |
| （3）履行期間 | 別添仕様書のとおり |
| （4）履行場所 | 佐賀県県民環境部 人権・同和対策課が指定する場所 |

3 参加資格に関する事項

本件企画コンペに参加を希望する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものであることを要する。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- （1）県内に本社、支社、営業所等を有し、緊急の打ち合わせ等が必要な時に、迅速に対応できること。
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- （3）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき厚生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと。
- （4）公募開始の日の6ヶ月前から契約の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りになった者ではないこと。
- （5）佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- （6）ポスター作成に関して必要な知識・ノウハウを有していること。

(7) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 手続等に関する事項

(1) 担当課 佐賀県県民環境部 人権・同和対策課

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内 1-1-59

電話 0952-25-7063

電子メールアドレス jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

令和8年8月13日（木）から同年9月11日（金）まで佐賀県ホームページにて掲載する。

5 説明会の日時及び場所

(1) 日時 令和8年8月19日（水）13時～

(2) 場所 佐賀県庁旧館1階 県民環境部部内会議室

※説明会への参加の有無に関わらず、企画コンペへの参加を認める。

6 参加資格の確認

企画コンペに参加を希望する場合は、参加資格確認申請書に関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送し、参加資格に確認を受けること。

(1) 提出期限 令和8年9月11日（金）17時まで

(2) 提出書類 「参加資格確認申請書」「誓約書」「会社概要（パンフレット可）」「実績書」

(3) 参加資格の確認結果は、令和8年9月18日（金）までに通知する。

(注) 郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

7 提案書（ポスター原案等）の提出

関係資料を添付のうえ、上記担当課に持参又は郵送すること。

（１）提出期限 令和８年１０月７日（水）１７時まで

（２）提出書類 ア 提案書【１部】

イ 企画書（提案の趣旨等を記載したもの）【５部】

ウ ポスター原案（Ｂ２判）【１部】

エ ポスター原案（Ａ４判）（縮小版）で、彩色されたもの。【５部】

オ 見積書（任意様式）【正本１部 副本４部】

カ 会社概要（任意様式）【５部】

※１社あたり、１作品とする。

※見積価格は審査における評価項目の一つであるため、企画内容と経費の関係がわかる内訳を記載すること。

（３）提出後の提案書及び添付資料の変更、差し替え等は認めない。

（４）提出された提案書及び添付資料は返却しない。

（５）提案書及び添付資料の記載事項は、原則として全て履行しなければならない。

（注）郵送の場合は、配達事故を防ぐため、配達記録が残る方法とすること。

8 審査会の日時

（１）日時 令和８年１０月１４日（水）

（２）書類選考とし、参加業者等の出席は必要ないものとする。

なお、疑似等が出た場合は電話などでお尋ねすることがある。

9 実施スケジュール

（１）県ホームページでの公募開始	令和８年（２０２６年）８月１３日（木）
（２）説明会	令和８年（２０２６年）８月１９日（水）
（３）参加資格確認申請書提出期限	令和８年（２０２６年）９月１１日（金）
（４）仕様書等に対する質問書提出期限	令和８年（２０２６年）９月１１日（金）
（５）提案書の提出期限	令和８年（２０２６年）１０月７日（水）
（６）審査会	令和８年（２０２６年）１０月１４日（水）
（７）委託業者決定	令和８年（２０２６年）１０月１６日（金）予定

10 結果の通知

令和８年１０月１６日（金）までに、書面により全ての参加者に対し通知する。

11 評価に関する事項

- (1) 評価基準（配点入り）は別表のとおりとする。
- (2) 提案書の内容に未記入の箇所がある場合、添付資料等の不備により記載内容が確認できない場合は、該当する評価項目は0点とする。
- (3) 評価基準には、提案内容の水準を確保するため、最低基準点を定める。

12 その他

(1) 契約保証金

- ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
- イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、担保を供することができる。
- ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付を免除する。
 - (ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提供する場合
 - (イ) 国又は地方公共団体等との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これらのうち過去2年間に履行期限が到来した契約を適正に履行した実績を有しており、かつ、その者が、当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

(2) 見積書について

見積書に記載する金額は、見積った契約希望額（消費税及び地方消費税額を含む金額）とする。

(3) 失格要件

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 参加する資格のない者が行った場合
- イ 本件審査会手続きについて不正行為を行った場合
- ウ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した場合
- エ 1人で2以上の提案をした場合
- オ 代理人でその資格のない場合
- カ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- キ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められる場合
- ク 前各号に掲げるもののほか、協議の条件に違反した場合

(4) 企画コンペ手続きの中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、企画コンペ手続きを中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

ア 参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、本手続きを公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、本手続きを行うことができないとき。

(5) 最優秀提案者の決定方法

最低基準点以上の点数を得たものの中から評価点の最も高い者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者となるべき評価点の最も高い者が2人以上あるときは、審査会の意見を聴取し、最終的に審査会の会長が最優秀者を決定する。

(6) 参加者に求められる義務

参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。

12 留意点

- (1) 提出物は返却しません。
- (2) お渡しする資料以外は、各自で入手等をお願いします。
- (3) 企画に際して、作成委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしてください。
- (4) 作成にあたり、第三者（本県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (5) 受託業者が制作したデータや写真、イラスト、文書等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は、県に帰属するものとする。ただし、県は著作権法第18条から第20条に規定する著作者人格権は行使しないものとし、受託業者が制作したデータや写真、イラスト、文書等を改変する場合は、県と受託業者の間において協議することとする。
- (6) 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止します。
- (7) 審査会で最高位の評価を受けた者が、参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができませんのでご注意ください。（この場合、次順位の方と契約を締結します。）
- (8) 企画コンペについての問い合わせは、電話・メールで受け付けます。質問応答の内容は、必要に応じて参加者全員にお知らせします。

12 問い合わせ先

佐賀県県民環境部 人権・同和対策課 赤坂、竹本

TEL：0952-25-7063（直通）

Email：jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp

別表「評価基準」

項 目		基 準	得点配分	
1. 広報内容の評価			80点	
企画内容に対する評価	訴求内容との整合性	訴求ポイントを的確、適切に表現しているか (チェックポイント) ・伝える情報が明確であるか ・伝える情報の優先順位や重要度が明確であるか ・表現はわかりやすいか など	30	65
	企画内容の創造性	構成・ビジュアル・キャッチコピー等、 広報の受け手の興味を引くことができるか (チェックポイント) ・内容の全体構成は興味を引くものであるか ・ビジュアル（見た感じ）が興味を引くものであるか ・キャッチコピーなどは興味を引くものであるか など	30	
	内容の妥当性	県の広報に相応しい品位があり、 かつ県民一般の興味を喚起することができる内容か (チェックポイント) ・行政の信頼性や品位が感じられるか ・県民が興味を持つような工夫があるか など	5	
総合的な評価	その他	その他、特に評価に値する点があるか (チェックポイント) ・企画書で斬新な工夫など特筆すべき点があるか など	15	15
2. 実施体制等の評価			20点	
広報実施主体	実施主体の適格性	事業者の社内スタッフ機構図から、 本業務が遂行可能な人員の確保がなされるとともに 効果的な人員体制であると認められるか (チェックポイント) ・人員の確保や体制は十分と思われるか など	5	10
	必要な知識 ノウハウ	ポスターの作成に関して必要な知識・ノウハウが あると認められるか	5	
経費	経費の妥当性	媒体ごとの内訳の見積額は妥当か (チェックポイント) ・内訳の額が不自然ではないか、安価であるか など	10	10
総 計			100点	

※提案内容の水準を確保するため、最低基準点を合計点の6割とし、それ以上の点数を得た参加者の中から最優秀提案者を選定するものとする。